

## ■ 熱中症普及啓発資料データ取り扱いに関する留意事項

- ・自治体、学校、企業、個人にかかわらず、自由にお使いいただけます。利用に当たって、環境省へ申請や連絡をする必要はありません。
- ・自治体、学校、企業等のロゴを入れて利用・配布することが可能です。
- ・資料名を出典として明記すれば、一部をそのまま抜き出して利用・配布することが可能です。図表等であっても、編集・加工をせずにそのまま利用する場合は、資料名を出典として明記してください。

例：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2022」より出典

- ・資料の一部を編集・加工して利用・配布する場合は、「環境省●●(資料名)を参考に、△△で作成」といったように、編集・加工されていることがわかるように記載してください。

例：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2022」を参考に、〇〇市で作成（編集、加工）

- ・第三者（国以外の者）の権利を侵害しないようにしてください。
- ・いずれの場合であっても、読者に環境省が特定の商品や企業を推薦しているような誤解を与える方法や本来の記載意図と異なる印象を与えるような方法で資料を利用・配布することはできません。

(参考情報)

- ・環境省HP「著作権について」<https://www.env.go.jp/mail.html>